

表 1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層 別 基 準			調査区の層符号		
平成27年国勢調査調査区	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		010		
	世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	021		
		30%以上	022		
	間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	031		
		30%以上	032		
	3階建以上の共同住宅以上の世帯調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	121	
			30%以上	122	
		民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130	
		持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区		140	
		その他の調査区		150	
	換算世帯数が16以上の調査区	その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210
			公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	311
				30%以上	312
			民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	411
				30%以上	412
			民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	511
				30%以上	512
			持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	611
				30%以上	612
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が			30%未満	711	
			30%以上	712	
その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が			30%未満	801	
			30%以上	802	

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$